

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	1号機タービン建屋1階及び2階において、工具等の搬入・移動作業中の作業員が使用していた警報付き個人線量計の異常計数を示す警報が発生したため、当該個人線量計を回収及び原因調査	G III	9月8日再審議にて「号機等」変更1号機→その他
2	1号機	原子炉格納容器隔離弁の弁間リークテストで使用された圧力測定計器の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を点検・修理 尚、当該計測器を用いて測定した圧力値（範囲）は、計測器点検時に判定値を外れた領域ではないことから、当該弁間リークテストの測定データは健全で、結果は妥当であると判断した。	G III	
3	1号機	重油タンクへの重油補給配管に設置されている温度指示計に破損が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	G III	
4	1号機	ドライウェル除湿冷却系圧縮機（B）の故障を示す警報の発生と共に、当該圧縮機が自動停止したため、原因調査及び対応検討	G III	
5	2号機	取水設備スクリーン海水レベル記録計の点検において、記録ペンの動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該レベル記録計を修理	G III	
6	2号機	プラント運転データのプロセス計算機用プリンタ装置（2台）への定時印字に、一時的な動作不良が認められたため、原因調査及び対応検討	G III	
7	2号機	給復水系溶存酸素及び水素ガス濃度記録計において、原子炉給水ポンプ出口溶存酸素濃度の指示値不良（瞬時オーバースケールし即通常値に復帰）が認められたため、当該濃度記録計を点検・修理	G III	
8	2号機	廃棄物処理建屋中央制御室内計装パネルの保護カバー（ガラス製）に破損が認められたため、当該保護カバーを交換	G III	
9	3号機	原子炉格納容器サプレッションプールレベル変換器の点検において、出力指示精度外れが認められたため、当該レベル変換器を交換	G III	
10	3号機	給水・再循環制御装置の点検に伴うケーブル接続作業において、ケーブルのシールド線を誤って充電部と接触させ、当該装置の制御回路用ヒューズが切れたため、対応検討 尚、ヒューズ切れによる電源断に伴い発生した制御棒手動操作系制御棒位置表示装置の軽故障を示す警報はヒューズの交換により復旧した。	G II	
11	3号機	主発電機保護継電器盤取替工事中において、制御ケーブル絶縁体にヒビ割れが認められたため、当該部を点検及び対応検討	G III	
12	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの使用開始のため、アキュムレータ充填操作実施中、制御棒駆動水圧制御ユニット（02-35）及び（18-51）のアキュムレータレベル高を示す警報ランプが消灯しないため、当該レベル検出器（2台）を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	主タービンランド蒸気系蒸化器ドレン配管の点検において、当該配管接続部に金属片（長さ：約4cm、縦：約1cm、横：約1cm）の存在が認められたため、当該金属片を回収	G III	
14	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室内局所空調機のドレン受け皿より結露水のにじみ（汚染なし）が認められたため、当該ドレン受け皿を点検・修理	G III	
15	3号機	原子炉隔離時冷却系復水ポンプの点検における試運転時、直流125V動力電源盤の過負荷を示す警報が発生し、当該ポンプが自動停止したため、当該ポンプ制御用電源回路を点検・修理	G II	9月2日再審議にて グレード変更 G III→G II
16	3号機	タービン建屋地階の主復水器（A）近傍において、タバコの吸殻（2本）が発見されたため、当該吸殻を回収及び対応検討	G III	
17	3号機	ドライウェル機器ドレン系原子炉格納容器隔離弁の弁間漏えい検査において、漏えい量に判定目安値超えが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
18	4号機	制御棒駆動水圧系の定例試験において、「スクラムパイロット弁駆動用空気母管減圧弁（B）の動作不良又は当該弁入口フィルタの詰まりの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理及び当該フィルタを点検・清掃	G III	
19	4号機	スチームドレン処理建屋用漏えい検出器の誤動作により、当該建屋での漏えいを示す警報が発生したため、当該漏えい検出器を点検・修理	G III	
20	6号機	主蒸気管プロセス放射線モニタの点検において、同モニタ（チャンネルC）に動作不良が認められたため、当該モニタを修理	G III	
21	6号機	主復水器（A）ホットウェルレベルスイッチ上部取出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
22	6号機	プラント停止時漏えい率確認検査において、主蒸気（外側）隔離弁（4台）に分解点検実施目安値超えが認められたため、当該弁を分解点検	G III	
23	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の点検において、本体カバー締付けボルトネジ山の摩滅による抜取り不可が認められたため、当該ボルト・ナット（一式）を交換	G III	
24	6号機	残留熱除去海水系希釈水入口元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
25	6号機	主低圧タービン（A）蒸気入口組合せ中間弁（No. 3）上流側逃し弁の点検において、入口フランジ締付け用ボルトに折損が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
26	集中環境施設	補助ボイラ（C）バーナー噴霧蒸気配管設置のストレーナに蒸気のにじみが認められたため、当該ストレーナを点検・修理	G III	
27	その他	放射線管理区域内で使用されていた警報付き個人線量計（1台）が、作業者の汗の影響により誤警報を発生させたため、当該個人線量計を回収及び対応検討	G II	
28	その他	構内保管品搬出検査のための弁の分別・解体作業において、当該弁の弁体と弁箱との隙間に作業員（1名）が左手中指と人差し指を挟まれ負傷した。直ちに病院へ搬送し医師の診察・治療を受けた。今後、原因調査及び対応検討する。	G II	